

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	前川樋門他 2 樋門操作業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 磯部 良太 兵庫県姫路市北条 1-250
契約締結日	平成 31 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	たつの市長
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 1, 297, 296 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 1, 297, 296 -
随意契約によることとした理由	<p>本契約は、揖保川の河川管理施設である前川樋門、佐野排水樋門及び佐野第二排水樋門（以下「前川樋門」という。）について、操作及び点検整備等の業務を委託するものである。</p> <p>河川管理施設の施設操作については、河川法第 99 条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができる。前川樋門他は、操作の及び影響が旧揖保川町及び旧新宮町に限られることから、前川樋門は、昭和 52 年 3 月 31 日、委託者近畿地方建設局長を甲とし、受託者揖保川町長を乙とし、佐野排水樋門及び佐野第二排水樋門は、平成 5 年 3 月 25 日、委託者近畿地方建設局長を甲とし、受託者新宮町長を乙として、それぞれ操作委託協定を締結している。</p> <p>なお、揖保川町及び新宮町は、平成 17 年 10 月 1 日をもって、龍野市、新宮町、揖保川町、御津町の 1 市 3 町が合併し、現在たつの市になっている。</p> <p>以上のことから、本業務を委託できるのは、唯一、たつの市であることから、随意契約を行うことのである。</p>
備 考	